

令和 6 年 1 月 30 日  
高齡施策担当部介護保険課

指定地域密着型サービス事業者等の指定について

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 78 条の 2 第 1 項および第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について、下記のとおりとする。

記

1 区外指定地域密着型サービス事業者等  
地域密着型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数	備考
ライフサービスぱーとなー富士町 東京都西東京市富士町三丁目 9 番 4 号	有限会社ユピテル	令和 6 年 2 月 1 日	1 名	法人変更
ライフサービスぱーとなー北原町 東京都西東京市北原町二丁目 1 番 21 号	有限会社ユピテル	令和 6 年 2 月 1 日	2 名	法人変更

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業所名および所在地	運営法人	指定年月日	練馬区民利用者数	備考
デイサービスセンターゆずりは 東京都中野区江原町二丁目 8 番 2 号 東京総合福祉センター江古田の森アネックス	社会福祉法人南東北福祉事業団	令和 6 年 3 月 1 日	1 名	